

各位

一般社団法人 獣医療法食評価センター

**療法食ガイドラインの制定と市販療法食の評価登録制度の概要を発表
家庭動物診療における安全で効果的な犬猫の食事療法の実践に向け
療法食の適正品質と適正使用を推進**

近年、国内では療法食が、ネット通販、ペットショップ、量販店等で販売され、獣医師の診断・指導を受けずに飼育者自らの判断で購入使用するケースが増えています。このことにより長期間の誤使用が原因と思われる健康被害も報告されています。療法食は、病気の犬猫において、特別な栄養管理を目的に使用されます。従って栄養成分の調整や給与方法について、一般のペットフードより一段厳しい管理が求められるのは当然のことと言えます。

このたび一般社団法人獣医療法食評価センター(以下、当センターと略す)は、家庭動物診療における犬猫の食事療法の安全性と有効性の確保を目的に、日本ペット栄養学会の監修協力を得て「療法食ガイドライン」を制定しました。

療法食ガイドライン

1. 背景
2. 目的
3. 定義
4. 本則

療法食基準

1. 療法食の範囲
2. 療法食の区分と栄養特性
3. 療法食の表示
4. 療法食の栄養特性の設定根拠

療法食の適正使用のための診断・指導指針

1. 食事療法の方針決定
 2. 食事療法指導の進め方
 3. 見直し時期の設定
- (参考)食事療法指導事例

療法食基準は療法食に求められる重要事項をまとめたものです。「療法食の区分と栄養特性」では、特定の疾病および健康状態の犬猫で管理が必要な栄養成分の増減が示されています。国内では、この分野

が整備されておりましたが、先行する欧州の法律を参考に、国内の実状を考慮し、策定しました。今後、療法食製品を評価する際の指標としても利用してまいります。

療法食の適正使用のための診断・指導指針は、WSAVA(世界小動物獣医師会)の栄養評価ガイドラインを参考に、実際の食事療法の進行にあわせて獣医師の診断・指導にかかわる重要事項をまとめたものです。今後、本指針の認知・理解の促進をはかるとともに、関連学術団体に照会し、より完成度を高めるため意見聴取に努めてまいります。

ガイドラインの整備にあわせ、療法食基準への適合を確認し、市販療法食を登録する制度を開始いたします。当センターが第三者組織として制度運用にあたり、療法食の信頼性確保に努めてまいります。登録製品の情報は、臨床獣医師による食事療法の指導にも活用いただけるよう、ホームページ等に公開してまいります。また今後、登録製品が市場で容易に識別できるよう、認証マーク導入の準備も進めてまいります。

当センターは、「療法食ガイドライン」と「療法食の評価登録制度」を通じ、家庭動物診療における安全で効果的な犬猫の食事療法の実践に向け、療法食の適正品質と適正使用の推進をはかってまいります。

【問合せ先】 一般社団法人 獣医療法食評価センター

担当	藤井立哉(専務理事)
電子メール	info@vdec.or.jp
電話	03-6457-8408

<参考情報>

1. 療法食の位置付け

療法食は、病気の犬猫の食事管理に用いるペットフードとして、1940年代に米国で実用化されました。日本では1970年代に本格的に導入され、30年以上にわたり、家庭動物診療の分野で広く利用されています。療法食は、栄養成分の量や比率が調整又は特別な方法で製造され、食事療法において獣医師の診断・指導に基づき給与することを意図したペットフードです。そのため、すべての犬猫に適した栄養組成とは限りません。欧州では1994年に栄養特性に関する法律が制定され、また、オーストラリアでは2005年に事前登録制度が導入され、健康な犬猫に与えるペットフード^{※1}に比べ、一段厳しい管理体制が敷かれています。

一方、日本国内の規制状況は、次のとおりです。有害物質の混入防止等の安全確保はペットフード安全法^{※2}、表示全般は公正競争規約^{※3}、薬事表現については薬事法および関連するガイドライン^{※4}、他のペットフードと同様に規制されています。ただし療法食の栄養特性に関する基準は存在せず、また市販製品をチェックする体制も整備されていません。

-
- ※1 健康な犬猫の主食として与えるペットフード、日米欧ともに、業界団体や第三者機関が栄養基準を定め、事業者自らが評価する制度を採用している(日本:ペットフード公正取引協議会、米国:AAFCO [米国飼料検査官協会]、欧州:FEDIAF [欧州ペットフード工業会連合])。
 - ※2 2008年に制定されたペットフード安全法では、犬猫の健康被害防止の観点から、ペットフードに含まれる有害物質や表示等に関する基準が定められたが、栄養は規制の対象外とされている。
 - ※3 長年、景品表示法に基づく業界ルール(公正競争規約)より、ペットフードの適正表示の推進がはかられてきた。公正競争規約において、ペットフードは利用目的により「総合栄養食」、「間食」、「その他の目的食」に分類される。療法食は、その他の目的食に分類されているが、今回の規約改訂で、単独の区分となり、必要表示事項も整備される予定である。
 - ※4 農林水産省の発した「動物用医薬品等の範囲に関する基準(19 消安第 14721 号)」、および同省の監修のもとペットフード公正取引協議会が作成した薬事表現に関するガイドラインや事例集の中で、療法食の範囲や表現について整備が進められてきた。
-

2. 一般社団法人獣医療法食評価センター設立の背景

近年、インターネットの普及に伴い情報発信や流通の多様化が進む一方で、療法食の取扱いに係わる懸念事項も指摘されています。このような状況のもと、2011年に公益社団法人日本獣医師会が設置した「療法食の在り方検討委員会」の調査において、獣医師の診断指導を伴わない使用や、長期間の不適切な使用による犬猫の健康被害事例(腎不全、尿石、栄養失調)などの実態があらためて確認されました。2013年に同委員会がまとめた報告書では、安全で効果的な食事療法の実践に向けた今後の取組みとして、①臨床獣医師が利用可能な食事療法ガイドランスの整備、②臨床栄養指導に関する動物看護師の教育機会の拡充、③飼育者への教育啓発の拡充等が提言されました。これらの提言の実現に向け、2014年1月に、療法食の適正品質及び適正使用を推進し、家庭動物診療における犬猫の健康管理に寄与することを目的に非営利の第三者組織として設立されたのが一般社団法人獣医療法食評価センターです。

一般社団法人 獣医療法食評価センターの概要

- 理事長 局 博一(東京大学)
- 設立 2014年1月30日
- 事務局 〒 151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-5 ミサワビル2F
- ホームページ <http://vdec.or.jp>
- 目的および事業 療法食の適正品質及び適正使用を推進し、家庭動物診療における犬猫の健康管理に寄与することを目的に、次の事業を行う。
 1. 療法食基準の整備
 2. 療法食の評価と普及
 3. 食事療法指導の推進
 4. 飼育者に対する教育啓発

